

# BRIGHT ②

Textbook on Law for Bridal Businesses vol.2

## 前撮り・フォトウェディング 法律読本

～写真の著作権、メイクリハ、  
屋外ヘアメイク等に潜む地雷～

厳選 15 テーマ +1



著者：BRIGHT 代表 夏目哲宏

監修：BRIGHT 弁護士 辻 真也

BRIGHT 行政書士 勝日有紀

# 著者・監修者 紹介



株式会社ブライト代表取締役  
行政書士事務所ブライト代表行政書士

著者 **夏目 哲宏**

「このたびは本書を手にとりいただき誠にありがとうございます。ブライダル業界で右肩上がりの成長を遂げているフォトウェディングですが、比較的新しい分野だけに法律について未整備な点が多々あります。本書を参考に、安心して事業展開していただけるよう心から願っています」

なつめ てつひろ／1979年5月2日生。2009年よりブライダル業界に足を踏み入れ、全国で婚礼施設や衣裳店を運営するブライダル企業にて法務や株式等の業務を担当。実際にブライダル業界で勤務する中で、業界内に法律問題が山積していること、及び業界の実態や立場を十分に理解して法律サービスを提供する専門家が不在であることを痛感し、自ら行政書士資格を取得し、2015年2月に「日本初のブライダル事業専門の総合法務サービス」を提供する株式会社ブライトを創設。以降、ブライダル事業に関心をもつ士業のネットワークを軸に、全国のブライダル事業者向けにサポート業務を提供している。



BRIGHT 弁護士

監修者 **辻 真也**

つじ しんや／1981年12月10日生まれ。2009年弁護士登録。2017年に「法律事務所ブライト」を開設。BRIGHT 提携弁護士として、ブライダル事業者向けの活動を展開している。



BRIGHT 行政書士

監修者 **勝目有紀**

かつめ ゆき／1992年12月27日生。2017年行政書士登録。「行政書士事務所ブライト」所属。BRIGHT 行政書士として、美容所登録や法人設立等のサービスをブライダル事業者向けに提供している。

# 目次

## 第1章 フォトウェディングの実態を知ろう

1. フォトウェディングビジネスの現状
2. フォトウェディングに係る契約関係の整理

## 第2章 フォトウェディング事業者が抑えるべき基本

3. フォトグラファーが急病で撮影できないときの関係性
4. 新郎新婦の「送迎」に潜む落とし穴
5. 婚礼写真に写り込んだ「第三者の肖像権」という問題
6. 婚礼写真に写り込んだ「建物」という問題
7. 婚礼写真の「著作権」という問題

## 第3章 業界騒然! ヘアメイク行為の注意点

8. 「美容師法」とはどのような法律か
9. 美容師法の制限① 美容業務を提供できる「人」の制限
10. 美容師法の制限② 美容業務を提供できる「場所」の制限
11. 平成 29 年 8 月の経済産業省リリースの内容とは
12. 今後の事業者としての対応

## 第4章 フォトウェディングありがちトラブル対処法

13. 静電気データ消失! 事業者が負う責任とは
14. 「写真が気に入らない」クレームにどう向き合うか
15. 関係事業者同士で何を決めておくべきか

## 1. フォトウェディングビジネスの現状

ブライダル業界にあって貴重な、現在「成長」し続け、また今後更なる「成長」が見込まれているコンテンツです。

近年のブライダル業界は、「少子高齢化」という社会構造の変化により婚姻適齢層が減少しつつある中、「なし婚層」と呼ばれる「婚姻はしても結婚式をあげない層」の増加に伴い、全国的に厳しい市場環境におかれていると言われています。

そんな市場環境において成長が見込まれているコンテンツのひとつが「フォトウェディング」です（なお、本書における「フォトウェディング」という用語は、特に注釈がない限りにおいては、いわゆる「前撮り」「後撮り」等婚礼日とは別の日程で写真撮影を行うケースも含めた広義の意味として使用いたします）。

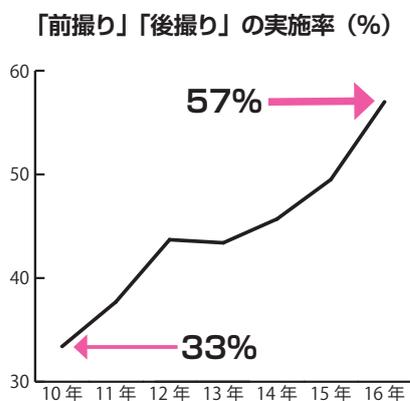
新郎新婦が挙式・披露宴当日とは別の日に婚礼写真の撮影をする「前撮り」「後撮り」と呼ばれるサービスの実施率が年々上昇している中で、披露宴は行わず、「婚礼写真の撮影のみ」または「挙式と婚礼写真の撮影」を行うという狭義の「フォトウェディング」も堅調に市場規模を拡大しています。

そのような流れの中で、「フォトウェディング」を専門に取り扱う事業者も多数誕生し、フォトグラファーや婚礼衣裳事業者、または美容業者などが業容拡大の一環として「フォトウェディング」に関する商品を取り扱う姿が多くみられるようになってきました。

狭義の「フォトウェディング」が市場のニーズを捉えている背景には、挙式・披露宴を開催するほどの予算をかけずに、または両家・親族との調整という煩わしさを感じずに婚姻の記念を形に残せるという『手頃さ』が、昨今のカップルに受け入れられている現実があると推測されます。

一方で事業者の立場からは「婚礼写真」という婚礼ならではの特別感が残るため、一般的な写真撮影よりアルバムをはじめとした写真商品等の付

◆ 「前撮り」「後撮り」の実施率が上昇中  
婚礼日以外での写真撮影実施率は約6割まで上昇している。



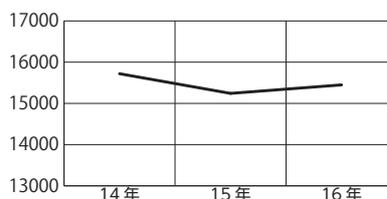
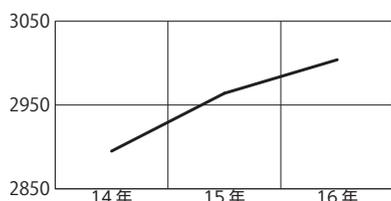
(出典：リクルート「ゼクシィ結婚トレンド調査」)

## 狭義の「フォトウェディング市場」は堅調に拡大傾向

「披露宴」を伴わない写真撮影サービスの市場規模は堅調に拡大している

### ① 狭義の「フォトウェディング」の実施組数の推移

- (1) 挙式と写真撮影を実施した組数 (推計値) ……3,004 組 (2016 年)  
(2) 挙式も伴わず写真撮影のみを実施した組数 (推計値) ……15,450 組 (2016 年)



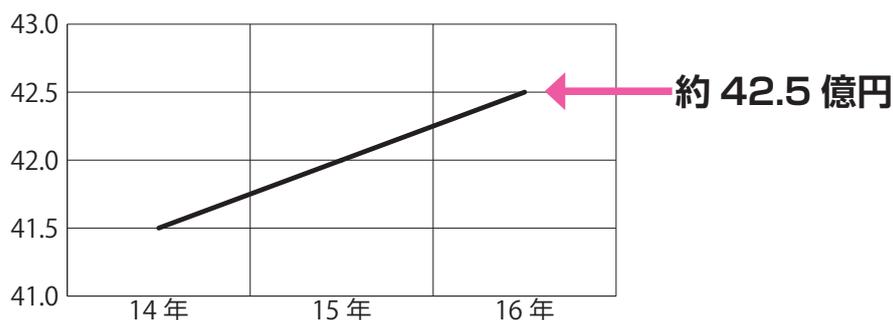
※厚生労働省人口動態統計に基づく婚姻組数に、結婚総合意識調査 (リクルートブライダル総研調べ) に基づく実施率を掛け合わせた推定値。

### ② 狭義の「フォトウェディング」の平均費用

- (1) 挙式と写真撮影を実施した場合の平均費用・・・48.5 万円 (2016 年)  
(2) 挙式も伴わず写真撮影のみを実施した場合の平均費用・・・18.1 万円 (2016 年)

※ 出典：リクルート「ゼクシィ結婚トレンド調査」

### ③ 狭義の「フォトウェディング」の市場規模の推移 (億円)



協力 / リクルートブライダル総研

帯商品の売り上げが見込め、また撮影時に着用または使用する婚礼衣裳やブーケ等の小物類、そしてヘアメイクや着付けなどの付帯サービスへの受注が見込まれるという魅力があります。

更に撮影の背景となるチャペルを運営している事業者にとってみれば、挙式・披露宴が週末や祝日に集中する中、「フォトウェディング」の撮影日は比較的平日に「振りやすい」性質のものであるため、施設の稼働率向上という観点からこれを歓迎する動きもあります。

このように、消費者にも事業者にも新しい価値が見直され、市場の拡大が続く「フォトウェディング」ですが、関係法令の整備や、それに対する当事者間の認識が不十分である面は否めず、それによるトラブルが多数報告され始めている実態もあります。

本書は、「フォトウェディング」に取り組むブライダル事業者が、その業種や立場を問わず、必要な法律知識を身につけ、顧客に対して上質な「フォトウェディング」サービスを提供できるように願って執筆されました。

## 2. フォトウェディングに係る契約関係の整理

複数の業種の事業者が協働してサービスを創り上げるので、契約関係の整理が不可欠です。

そもそも「結婚式」というサービスは、ホテル・式場等の「会場」を中心に、司会者、フォトグラファー、ビデオグラファー、装花、引き出物、着付け、ヘアメイク、音響、映像制作等の各事業者が、各々の特性を活かしつつ「協働」してはじめて提供が可能となる性質を有しており、多数の、そして複雑な契約関係の上で成り立っています。

「フォトウェディング」についても、「結婚式」ほどではないにせよ、基本的にこの構造は変わりません。顧客に対して適法かつ適正に上質なサービスを提供するには、まずはこのサービスを「協働」する事業者との関係性を整理し、適切に契約関係を締結することが不可欠です。

以下、一般的な「フォトウェディング」サービスにおける関係者を例示して解説していきます。

まずは「フォトウェディング」サービスを中心となって取り仕切る事業者（以下、「フォトウェディング」をプロデュースする事業者という意味で「プロデュース事業者」と呼称します）がいます。プロデュース事業者には、「フォトウェディング」専門の事業者もいれば、挙式・披露宴、婚礼衣裳や婚礼写真等その他婚礼サービスを本業にしつつ兼業する事業者もいます。

プロデュース事業者は「フォトウェディング」サービスの広告を出し、集客し、顧客から受注を受けた後、関連する事業者を手配します。

次に、写真を撮影するフォトグラファーがいます。「フォトウェディング」は顧客のニーズに配慮しつつ、一生の記念に見合うだけのクオリティを維持する必要があるため、それに耐える技術と経験、そして婚礼に関する正しい知識が必要となります。

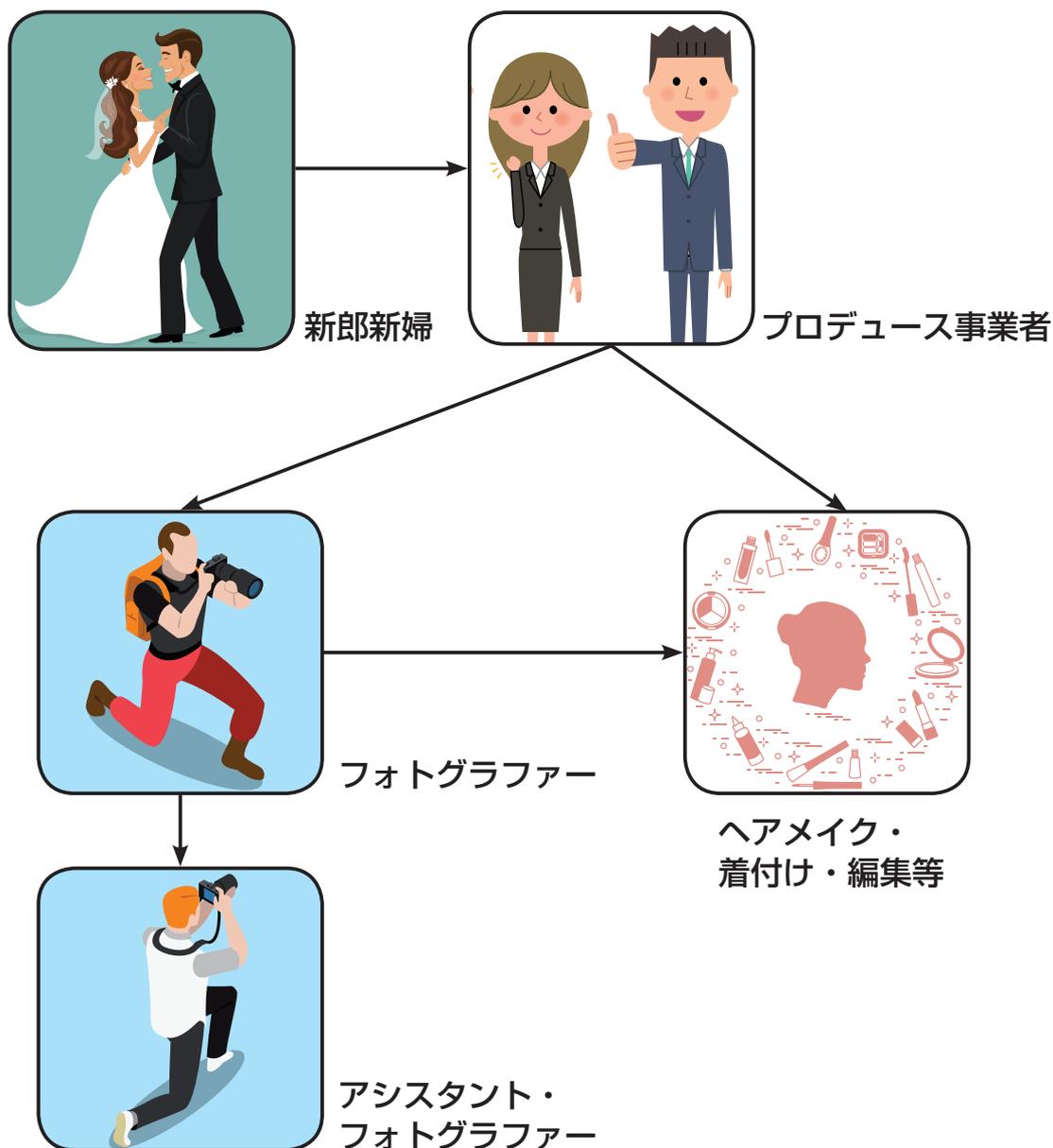
また、フォトグラファーが1人で撮影できる現場ばかりではありませんので、撮影を補佐するアシスタントフォトグラファーがつくことも珍しくありません。

なお、プロデュース事業者との関係においては、撮影された写真の著作権の処理が問題となりますが、これは「7. 婚礼写真の「著作権」という問題」で詳述します。

その他、撮影された写真を編集する事業者も不可欠です。撮影したフォトグラファー自身が編集する場合もありますが、分業する場合には加工、修正または編集のプロフェッショナルが関わってきます。

最後に、撮影日当日の彩りを加える役回りとして、衣裳の販売・レンタルを行う事業者、ヘアメイクを提供する事業者、着付けを提供する事業者などが関わってきますし、さらには撮影後の食事を提供する事業者と提携したり、撮影場所の移動や送迎について外部事業者に依頼す

## 関係図



ることもあるでしょう。

このように「フォトウェディング」のサービスは、様々な業種の事業者が、各々の得意分野を提供しあい、それを束ねる事業者がいて初めて実現するという性質を有しており、法律的には、「複数」かつ「多様な」事業者と、各々の提供するサービスが入り組んでいるため、特にプロデュース事業者はこれらを整理し、必要な契約関係を構築していく必要があります。